

貸金庫規定

1. [取引時確認等]

- (1) 貸金庫の使用に際しては、法令で定める取引時確認を行います。この場合、確認に必要な資料の提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を金庫所定の方法により届出てください。

2. [格納品の範囲]

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券、その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

3. [契約期間等]

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月または9月の末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、継続後も同様とします。

4. [使用料]

- (1) 貸金庫の使用料は、契約日から6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月と10月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金（総合口座）通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。振替日において、指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは、ただちに入金してください。当金庫は振替日以外でも前記の口座振替の方法で自動引落しができるものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月は無料とし、その翌月分から契約期間満了日（3月末日または9月末日）までの使用料を月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. [鍵・貸金庫カードの保管]

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は借主および当金庫職員立会いのもと保管袋に入れ、借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- (2) **鍵・カード方式の場合**
借主または借主があらかじめ届出た代理人に、貸金庫ご利用カード（以下「貸金庫カード」という。）を発行します。貸金庫カードは借主および代理人がそれぞれ保管してください。

6. [貸金庫の開閉等]

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) **鍵・カード方式の場合**
 - ①開扉にあたっては、貸金庫カードをカード読取機に挿入し、届出の暗証により操作してください。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認してください。
機械操作で開扉または閉扉ができない場合は、すぐに係員にお申し出ください。このお申し出がないため損害がありましても当金庫はその責任を負いません。
 - ②貸金庫開扉時間
全自動式貸金庫：平日（当金庫営業日）午前9時から午後5時まで
半自動式貸金庫：平日（当金庫営業日）午前9時から午後3時まで
- (3) **鍵方式の場合**
 - ①開扉にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認のうえ、当金庫職員にお声がけください。
 - ②貸金庫開扉時間
手動式貸金庫：平日（当金庫営業日）午前9時から午後3時まで
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

7. [届出事項の変更等]

- (1) **鍵・カード方式の場合**
印章もしくは貸金庫カードを失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、貸金庫カードの暗証、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) **鍵方式の場合**
印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. [印章、鍵、貸金庫カードの紛失時等の取扱い]

(1) 鍵・カード方式の場合

正鍵もしくは貸金庫カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 鍵方式の場合

印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、以下の貸金庫鍵紛失手数料を支払ってください。

① 手動式・全自動式貸金庫：¥12,000。（消費税は含まない。）

② 半自動式貸金庫：¥18,000。（消費税は含まない。）

(4) 貸金庫カードを失った場合または毀損した場合は、以下の貸金庫カード再発行手数料を支払ってください。

① 自動式貸金庫カード再発行手数料：¥500。（消費税は含まない。）

9. [暗証照合、印鑑照合等]

(1) 鍵・カード方式の場合

貸金庫の開扉にあたり、カード読取機に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証を入力して開扉その他の取扱いをした場合は、借主または代理人自身が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

また、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて開扉その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 鍵方式の場合

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて開扉その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

10. [損害の負担等]

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、この損害を賠償してください。
- (4) 格納品の有無および変動については、借主または代理人が格納品の出し入れを任意に行うものとしますので、当金庫は責任を負いません。

11. [使用の制限等]

- (1) 当金庫は、貸金庫の使用者の情報および具体的な使用の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貸金庫の使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この貸金庫規定（以下「本規定」といいます。）にもとづく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (2) 第1条2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住する貸金庫の使用者が、在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫所定の方法により届け出た場合において、届け出のあった在留期間が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、当金庫は本規定にもとづく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する貸金庫の使用者の回答、具体的な取引の内容、貸金庫の使用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく貸金庫の使用を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの貸金庫使用の制限についても、貸金庫の使用者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は貸金庫の使用の制限を解除します。

12. [解約等]

(1) 鍵・カード方式の場合

この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 鍵方式の場合

この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- (3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主について相続の開始があったとき
 - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合（以下「暴力団員等」という。）
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D 暴力団準構成員
 - E 暴力団関係企業
 - F 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G その他本号AからFに準ずる者
 - ③借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫業務を妨害する行為
 - E その他本号AからDに準ずる行為
 - ⑤この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥第11条第1項から第3項に定める取引の制限が、第11条第4項により解除されないまま1年を経過した場合

- (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (6) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (7) 使用料、遅延損害金その他の借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

13. [貸金庫の修繕、移転等]

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取、または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. [緊急措置]

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

15. [譲渡、転貸等の禁止]

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. [反社会的勢力との取引拒絶]

この貸金庫は、第12条第4項第1号、第2号、第3号および第4号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第4項第1号、第2号、第3号および第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

17. [代理人]

- (1) 貸金庫の開閉等について、あらかじめ代理人を届けることができるものとします。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人本人から住所、氏名等および代理人専用の暗証を届けてください。この場合、当金庫は代理人のための貸金庫カードを発行します。

- (3) 代理人のための貸金庫カードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- (4) 代理人の行為により、借主に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

18. [規定の変更]

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. [準拠法、裁判管轄]

この貸金庫の使用契約の準拠法は日本法をします。この貸金庫の使用に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上
(令和6年11月改正)